

## 音更町子育て世帯等向け民間賃貸住宅家賃補助事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町の公営住宅に入居を希望する子育て世帯等に対し、出産、子育て等に適した民間の賃貸住宅をあっせんし、一定の期間その家賃の一部を補助すること等により、子育て世帯等の居住の安定及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯等 音更町公営住宅条例（平成9年音更町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項に規定する町の公営住宅の入居条件を具備する者の世帯であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被扶養者に限る。以下同じ。）を含む親子のみで構成される世帯

イ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳の交付を受けた妊婦（以下「妊婦」という。）、妊婦及び配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は妊婦を含む親子（親が妊婦である場合に限る。）のみで構成される世帯

ウ 夫婦（入居申込み時点において、配偶者を得てから5年以内で、夫婦のいずれもが50歳未満の夫婦に限る。）のみで構成される世帯

(2) 家賃補助住宅 町内に所在する賃貸住宅で、子育て世帯等に町が家賃の一部を補助する住宅として登録したものをいう。

(3) 家賃 賃貸借契約書に定められた月額の家賃（管理費、共益費、駐車場使用料、光熱水費その他居住部分の家賃と認められない費用を除く。）をいう。

(4) 仲介手数料 家賃補助住宅の賃貸借契約が成立した際に入居予定者が当該賃貸借契約を仲介した宅地建物取引業者に支払う報酬をいう。

### (家賃補助住宅の募集)

第3条 町長は、必要に応じて家賃補助住宅として登録しようとする出産、子育て等に適した民間の賃貸住宅を募集するものとする。

### (家賃補助住宅の登録)

第4条 賃貸住宅の所有者又は当該所有者から委任を受けて賃貸住宅をあっせんし、若しくは管理する者（以下これらを「所有者等」という。）で当該住宅を家賃補助住宅として登録しようとするものは、家賃補助住宅登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 図面（付近見取図及び平面図）

(2) 賃貸借契約書案

2 家賃補助住宅として登録しようとする住宅は、次の要件を具備するものでなければならない。

- (1) 家賃が、近傍の類似する住宅の家賃と均衡を逸しないもので、6万円（1戸建て住宅にあっては7万円）を超えないものであること。
- (2) 礼金、保証金、更新料等の名目で敷金以外の権利金を徴収しないものであること。
- (3) 敷金が家賃の2か月分以下であること。
- (4) 占用部分の床面積が50平方メートル以上で、2以上の寝室があること。
- (5) 台所、浴室、収納スペース及び水洗便所を有し、給湯設備があること。
- (6) 敷地内に専用の自動車保管場所があること。

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合において、審査の上、登録することとしたときは、家賃補助住宅登録台帳（別記第2号様式）に登録するものとする。

4 町長は、前項の審査の結果について、家賃補助住宅登録審査結果通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

5 町長は、第2項の規定にかかわらず、申請のあった賃貸住宅の立地その他の条件により家賃補助住宅として登録をしないことができるものとする。

6 家賃補助住宅の登録期間は、最初の入居者が入居した日の属する月から起算して60月（60月に満たない間に最初の入居者が退去した場合にあっては当該退去した月）を経過する月に満了する。

7 前項の場合において、登録期間の満了した家賃補助住宅の所有者等は、再度第1項の規定による申請をすることができる。

（家賃補助住宅の登録の変更）

第5条 前条の規定により登録した家賃補助住宅の所有者等は、登録した内容を変更しようとするときは、家賃補助住宅登録事項変更申請書（別記第4号様式）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上、変更を認めることとしたときは、家賃補助住宅登録台帳の内容を変更するものとする。

3 町長は、前項の審査結果について、家賃補助住宅登録事項変更審査結果通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（家賃補助住宅の登録の抹消）

第6条 家賃補助住宅の所有者等は、この要綱によらずに賃貸する等の理由により、当該家賃補助住宅の登録の取消しを求めようとするときは、家賃補助住宅登録抹消承認申請書（別記第6号様式）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上で登録抹消の可否を決定し、家賃補助住宅登録抹消承認（不承認）通知書（別記第7号様式）により当該申請をした家賃補助住宅の所有者等に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、家賃補助住宅として登録しておくことが適当でな

いと認めるときは、登録を抹消することができるものとする。

- 4 町長は、前項の規定により家賃補助住宅の登録を抹消したときは、家賃補助住宅登録抹消通知書（別記第8号様式）により当該家賃補助住宅の所有者等に通知するものとする。

（入居者の資格）

第7条 家賃補助住宅に入居することができる者は、次の要件を具備する者でなければならない。ただし、家賃補助住宅に現に入居している者で自己の責に帰すべき事由によらずに当該家賃補助住宅の入居を継続できないもの又は家賃補助住宅に過去に入居していた者で自己の責に帰すべき事由によらずに当該家賃補助住宅の入居を継続できなかったものについては、第3号に掲げる要件を除くものとする。

- (1) 公営住宅に入居申込みをしている子育て世帯等に属する者であること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者でないこと。
- (3) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付の決定を受けた者でないこと。
- (4) 家賃補助住宅への入居後、当該地区の町内会に加入すること。

（入居希望者の把握）

第8条 町長は、前条の要件を具備する者に対し、家賃補助住宅への入居の希望を調査するものとする。

- 2 前項の規定による調査に対し、町の公営住宅への入居申込み中に家賃補助住宅の入居が可能になった場合には当該公営住宅の入居申込みを取り下げ、当該家賃補助住宅へ入居しようとする者は、家賃補助住宅入居希望届出書（別記第9号様式）により町長に届け出なければならない。

（入居世帯の募集等）

第9条 町長は、第4条第3項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る家賃補助住宅の間取り、家賃その他の賃貸条件、補助金の額等を示して、入居者の募集をするものとする。

- 2 前条第2項の規定により届出をした者で、入居者を募集する家賃補助住宅への入居を希望するものは、町長に応募の申出をするものとする。

（入居予定者の選定）

第10条 町長は、家賃補助住宅に対する応募者があった場合は、当該応募者を入居予定者とする。ただし、応募者が別に定める世帯人数に応じた家賃補助住宅の最低必要面積の水準に満たない住宅に応募した場合は、当該応募者を入居予定者としなないことができる。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、現に家賃補助住宅に入居している者で自己の責に帰すべき事由によらずに当該家賃補助住宅の入居を継続できないものが入居者を募集しようとする家賃補助住宅に入居を希望する場合は、その者を入居予定者とするることができる。

- 3 町長は、入居予定者を選定した場合は、家賃補助住宅入居予定者選定通知書（別記第10号様式）により当該入居予定者及びその者が入居する家賃補助住宅の所有者等に通知するものとする。

（入居に係る審査及び契約）

第11条 家賃補助住宅の所有者等は、入居予定者について、必要に応じて入居審査をするものとする。

- 2 前項の入居審査において入居が可能であるときは、家賃補助住宅の所有者等及び当該家賃補助住宅の入居予定者は、賃貸借契約を締結しなければならない。この場合において、入居予定者は、公営住宅の入居申込みを取り下げたものとみなす。

（仲介手数料補助に係る補助金の額等）

第11条の2 家賃補助住宅の仲介手数料の補助（以下「仲介手数料補助」という。）に係る補助金の額は、仲介手数料に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、5万円を上限とする。ただし、当該仲介手数料に対して、この要綱による補助金以外の補助金等の交付を受け、又は受けられる見込みのある場合は補助の対象としない。

- 2 仲介手数料補助に係る補助金の交付を受けようとする者は、第13条第2項に規定する補助金交付申請書に仲介手数料を支払ったことを証する書類を添付して町長に交付申請をしなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上で交付の可否を決定し、第14条第1項に規定する補助金交付（不交付）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

- 4 仲介手数料補助に係る補助金は、前項の規定による交付決定をした日から30日を経過する日までに交付するものとする。

（家賃補助に係る補助金の額及び交付期間）

第12条 家賃補助住宅の家賃の補助（以下「家賃補助」という。）に係る補助金の月額額は、家賃に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、15,000円を上限とする。ただし、当該家賃に対して、この要綱による補助金以外の補助金等の交付を受け、又は受けられる見込みのある場合は、当該家賃については補助の対象としない。

- 2 前項の補助金の交付期間は、家賃補助住宅に入居した日（家賃補助住宅を住み替えた場合にあつては最初の家賃補助住宅に入居した日とする。以下同じ。）の属する月から起算して60月までとする。ただし、次の各号に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める月までとする。

（1）入居した日の属する月から起算して60月に満たない間に、賃貸借契約が満了して当該契約の更新をしなかった場合 当該賃貸借契約の満了する月

（2）入居者の世帯に属する最年少の子どもが18歳に達する日後の最初の4月1日を迎

えたことにより、子育て世帯等に該当しなくなった場合 当該月の前月

(3) 配偶者との離別により、子育て世帯等に該当しなくなった場合 離別の日の属する月

(4) 第2条第1号イの要件を具備して入居した者が出産をしなかったことにより、子育て世帯等に該当しなくなった場合 入居した日の属する月から起算して36月(36月以内に離別により、妊婦であった者以外の者のみが入居する場合にあっては離別の日の属する月)

(5) その他の事由により子育て世帯等に該当しなくなった場合 町長が適当と認める月  
(家賃補助に係る補助金の交付申請)

第13条 家賃補助に係る補助金の交付を受けようとする入居者は、前条第2項に規定する交付期間中においては、毎年度交付申請をしなければならない。

2 前項の交付申請は、入居した年度は入居開始の日から起算して30日を経過する日、入居した年度の翌年度以降は6月30日までに補助金交付申請書(別記第11号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 収入申告書(別記第12号様式)

(2) 賃貸借契約書の写し(入居した年度に限る。)

(3) 町内会費領収書の写しその他の町内会への加入が確認できる書類

(4) その他町長が必要と認めるもの

(家賃補助に係る補助金の交付決定等)

第14条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上で交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(別記第13号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査において次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請の全部又は一部について交付決定をしないことができる。

(1) 入居後3年を経過した後に条例第6条第1項第2号に規定する収入基準を超過した場合

(2) 第12条第2項ただし書の規定に該当する場合

(家賃補助に係る補助金の交付時期)

第15条 家賃補助に係る補助金の交付時期は、7月、10月、翌年1月及び4月(以下「交付月」という。)とし、交付月の前3月分(交付対象となる月数が3月に満たないときは、当該月数分)について交付するものとする。ただし、家賃に未納がある月については交付しないものとする。

2 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「家賃補助決定者」という。)は、前項の交付月のうち、7月、10月及び翌年1月に係る補助金の交付については補助金の概算払の申請を、翌年4月に係る補助金の交付については補助金の精算払の請求をしなければならない。

- 3 前項に規定する概算払の申請及び精算払の請求については、補助金概算払申請書兼補助金精算払請求書（別記第14号様式）に家賃の納入が確認できる書類を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。
- 4 第1項ただし書の規定による補助金を交付しなかった月に係る補助金は、当該年度内に限り交付することができる。この場合における補助金の交付については、前2項の規定を準用する。
- 5 町長は、第3項に規定する承認をした場合には、家賃補助決定者に対して補助金概算払（精算払）決定通知書（別記第15号様式）により通知するものとする。前項の規定による交付についても同様とする。

（世帯異動等に伴う届出）

第16条 家賃補助決定者は、次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める文書により町長に届け出なければならない。

- (1) 世帯に異動があったとき 家賃補助住宅世帯異動届（別記第16号様式）
- (2) 家賃補助住宅を退去するとき 家賃補助住宅退去届（別記第17号様式）
- (3) 賃貸借契約の内容が変更となる時 家賃補助住宅賃貸借契約内容変更届（別記第18号様式）

（家賃補助に係る補助金の額又は補助期間の変更）

第17条 町長は、前条の規定による届出を受理した場合において家賃補助に係る補助金の額又は補助期間に変更を生じるときは、当該額又は補助期間を変更し、補助金額等変更通知書（別記第19号様式）により家賃補助決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、家賃補助決定者について家賃補助に係る補助金の額又は補助期間を変更すべき事由があると認めるときは、当該額又は補助期間を変更し、当該家賃補助決定者に通知するものとする。

3 家賃補助に係る補助金の額は、減額する場合にあっては当該事実が発生した日の属する月から、増額する場合にあっては届け出のあった日の属する月から変更するものとする。

（家賃補助の承継）

第18条 家賃補助決定者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該家賃補助決定者と同居していた者で引き続き当該家賃補助住宅に居住し家賃補助を受けようとするものは、家賃補助事業承継承認申請書（別記第20号様式）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上で補助事業承継の承認の可否を決定し、家賃補助事業承継承認（不承認）通知書（別記第21号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 町長は、前項の審査に当たっては、当該申請をした者が引き続き居住することを当該住宅の所有者等が認めない場合は、承認することができないものとする。

（補助交付決定の取消し）

第19条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第12条第2項ただし書の規定に該当したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく補助金交付申請者その他の書類の提出がなく、又はその提出が著しく遅いとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記第22号様式）により当該交付決定を取り消した者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（公営住宅入居申込みの制限）

第20条 家賃補助住宅に入居している者は、次の各号に定める日のうち、いずれか早い日を迎えるまでの間は、町の公営住宅への入居申込みができないものとする。

- (1) 入居の日の属する月から57月を経過した日
- (2) 入居者の世帯に属する最年少の子どもが18歳に達する日の属する年度の12月31日

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の第11条の2の規定は、この要綱の施行の日以後に支払われた仲介手数料に係る補助について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の音更町子育て世帯等向け民間賃貸住宅家賃補助事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に家賃補助住宅に係る賃貸借契約を締結する者について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条第1号、第12条第2項、第14条第2項、第19条第1項第1号及び第20条第2号の規定は、改正前の音更町子育て世帯向け民間賃貸住宅家賃補助事業実施要綱の規定により補助金の交付決定を受けている者についても適用する。